

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法
及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の通達の整備について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号。参考資料）による改正後の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「改正行訴法」という。）の施行に伴う労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係の通達における様式の整備については、平成17年3月15日付け基発第0315006号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令について」により指示したところであるが、今般、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）関係の通達において定める様式については、下記のとおりとするので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達の整備の趣旨

改正行訴法第46条第1項により、行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、

- ① 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- ② 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- ③ 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

を書面で教示しなければならないとされ、また、改正行訴法附則第37条により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項による審査請求に関する教示も行うこととされたことに伴い、様式を定めている通達について、整備を行うこととしたものであること。

2 労災保険法関係通達の整備の内容

通達により定められている様式について、以下の4つの場合に依じてそれぞれ教示文を加えることとしたこと。

- (1) 労災保険法第40条に基づき、不服申立ての前置が定められている場合

以下の通達について、別添1から別添18までのとおり、従来の審査請求に関する教示文に代えて、

- 「(1) この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。」

旨の教示文を加えるものであること。

ア 昭和63年10月19日付け基発第679号の様式4（支給決定・支払通知書（通勤災害））、様式5（傷病補償・傷病・傷病特別年金、傷病特別支給金不支給決定通知書）及び様式6（傷病補償・傷病・傷病特別年金、傷病特別支給金不変更決定通知書）（別添1、別添2、別添3）

イ 平成13年3月30日付け基発第218号の帳票種別400（療養補償給付等不支給（変更）決定通知書）、帳票種別401（療養・休業補償給付等支給決定・振込通知書）、帳票種別231の2枚目（保険給付支給・不支給決定の変更決定通知書）、帳票種別243の2枚目の裏面（保険給付等支給・不支給決定の変更決定通知書）及び帳票種別343の2枚目の裏面（保険給付等支給・不支給決定の変更決定通知書）（別添4、別添5、別添6、別添7、別添8）

ウ 平成13年3月30日付け基発第219号の帳票種別451（支給決定通知書）、帳票種別452（不支給決定通知書）、帳票種別453（変更決定通知書）、帳票種別458の2枚目の裏面（年金給付変更決定通知書）、帳票種別459の2枚目の裏面（一時金給付変更決定通知書）及び（スライド率の改定等による）変更決定通知書（別添9、別添10、別添11、別添12、別添13、別添14）

エ 平成13年3月30日付け基発第220号の帳票種別254（介護（補償）給付支給・不支給・変更決定、振込・支払通知書）（別添15）

オ 平成13年3月30日付け基発第237号の様式13（不支給・不変更決定通知書）（別添16）

カ 平成13年3月30日付け基発第279号の様式（保険給付・特別支給金に係る支給決定の変更決定通知書）（別添17）

キ 平成 15 年 3 月 27 日付け基発第 0327008 号の帳票種別 620（二次健康診断等
給付不支給（変更）決定通知書）（別添 18）

（2）不服申立ての前置が定められていない場合

以下の通達について、別添 19 から別添 25 までのとおり、従来の審査請求に関する教示文に代えて、

「この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。」

旨の教示文を加えるものであること。

ア 平成 3 年 3 月 1 日付け発労徴第 13 号、基発第 123 号の特様式第 1 号（特別加入・特別加入脱退承認、特別加入者の給付基礎日額決定通知書）、第 3 号（特別加入・特別加入脱退不承認通知書）、第 4 号（中小事業主等・一人親方等・海外派遣者の特別加入承認取消通知書）及び第 7 号（特別加入不承認通知書）（別添 19、別添 20、別添 21、別添 22）

イ 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 237 号の様式 26（受診命令書）及び様式 27（労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び特別支給金の支払の一時差止めについて（通知））（別添 23、別添 24）

ウ 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 219 号の帳票種別 454（援護費支給・不支給決定通知書）（別添 25）

（3）労災保険法第 12 条の 3 の規定に基づく費用徴収命令の場合

以下の通達について、別添 26 のとおり、従来の審査請求に関する教示文に代えて、

「この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（本件処分があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

また、本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

ただし、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。」

との教示文を加えるものであること。

ア 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 279 号の様式（法第 12 条の 3 の規定に基づ

く費用徴収の命令書）（別添 26）

（4）労災保険法第 31 条の規定に基づく費用徴収命令の場合

以下の通達について、別添 27 のとおり、従来の審査請求に関する教示文に代えて、

「この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 労働局長（以下「労働局長」といいます。）に対して異議申立てをすることができます（本件処分があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

異議申立てに対する労働局長の決定に不服がある場合には、この異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、当該異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができませんが、①労働局長が、本件処分について異議申立てをすることができる旨を教示しなかったとき、②本件処分について異議申立てをした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき、③その他その異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する裁判を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（裁判があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。ただし、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。」

との教示文を加えるものであること。

ア 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 279 号の様式（法第 31 条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）（別添 27）

3 徴収法関係通達の整備

通達により定められた様式に以下の 3 つの場合について、それぞれに応じた教示文を加えることとしたこと。

（1）徴収法第 38 条に基づき不服申立ての前置が定められている場合

以下の通達において定められた様式について、別添 28 のとおり、別紙として、

「1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分のあった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁判を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（裁判があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

3 なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁

決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。」

旨の教示文を添付するものであること。

ア 平成 12 年 3 月 31 日付け労働省発労徴第 34 号の滞納様式第 3 号（差押調書 謄本（動産・有価証券用））、滞納様式第 4 号（差押調書謄本（債権用））及び 債権差押通知書（債権用））、滞納様式第 5 号（差押書（不動産等用））、滞納 様式第 6 号（差押調書謄本（電話加入権用））、滞納様式第 7 号（差押調書謄 本（第三債務者等がある無体財産権等用））及び差押通知書（第三債務者等がある 無体財産権等用））、滞納様式第 8 号（差押財産搬出調書）、滞納様式第 9 号 （財産の引渡命令書）、滞納様式第 15 号（担保権付債権差押通知書）、滞納様 式第 21 号（取上调書）、滞納様式第 22 号（差押財産占有調書）、滞納様式第 25 号（差押換拒否通知書）、滞納様式第 30 号（交付要求通知書（滞納者用））、 滞納様式第 31 号（徴収通知書）、滞納様式第 33 号（譲渡担保権者に対する告 知書）、滞納様式第 38 号（交付要求解除拒否通知書）、滞納様式第 39 号（参加 差押通知書（電話加入権を除く））、滞納様式第 40 号（参加差押通知書（電話 加入権用））、滞納様式第 43 号（譲渡担保権者に対する告知書）、滞納様式第 46 号（参加差押解除拒否通知書）、滞納様式第 51 号（担保の目的でされた仮登記 （録）財産差押通知書）及び滞納様式第 62 号（配当計算書謄本（滞納者用））

イ 平成 15 年 3 月 31 日付け基発第 0331002 号の収入様式第 11 号の 3（労働保 険料超過額充当通知書）、収入様式第 13 号（督促状）、収入様式第 71 号（納付 通知書）及び収入様式第 72 号（納付催告書）

(2) 不服申立ての前置が定められていない場合

以下の通達において定められたに別添 29 のとおり、別紙として、

- 「1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日 から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する 者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して 6 か月以内に提起することができます（決定があった日から 1 年 を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審 査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送 達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません （裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。」

旨の教示文を添付するものであること。

ア 平成 12 年 3 月 31 日付け労働省発労徴第 31 号の適用事務様式 20 の 2（労働 保険事務組合認可申請について（通知））、及び適用事務様式 21 の 2（労働保 険事務組合認可取消通知書）

イ 平成 12 年 3 月 31 日付け労働省発労徴第 35 号の適用事務様式 14 の 2（「労 働者災害補償保険任意加入申請の件について」及び「雇用保険任意加入申請の 件について」）、適用事務様式 15 の 2（下請負人を事業主とする認可申請につ いて（通知））、適用事務様式 15 の 3（下請負人を事業主とする認可申請につ いて（通知））及び適用事務様式 17 の 2（継続事業の一括認可申請の件につい

て（通知））

ウ 平成 16 年 5 月 19 日付け基発第 0519002 号の様式第 5 号（労働保険事務組合報奨金交付申請の件について）及び様式第 6 号（労働保険事務組合報奨金交付決定取消・交付額修正決定通知書）

（3）徴収法第 15 条第 3 項及び第 19 条第 4 項の規定に基づく認定決定の場合

以下の通達において定められた様式について、別添 30 のとおり、別紙として、

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に労働保険特別会計歳入徴収官に対して異議申立てをすることができます（決定のあった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

2 異議申立てに対する労働保険特別会計歳入徴収官の決定に不服がある場合には、異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

3 なお、審査請求は、この異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができませんが、①労働保険特別会計歳入徴収官が、当該処分につき異議申立てをすることができる旨を教示しなかったとき、②当該決定につき異議申立てをした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき、③その他異議申立てに対する決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ないで厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

4 また、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

5 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立て又は審査請求があった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。」

旨の教示文を添付するものであること。

ア 平成 12 年 3 月 31 日付け労働省発労徴第 35 号の算調様式 4 の 1（労働保険保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（継続））及び算調様式 4 の 2（労働保険保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（有期））

労働者災害補償保険
支給決定・支払通知

通勤災害

請求人・受給権者の氏名	給付基礎日額		円
保険給付・特別支給金の種類	療養の給付、療養の費用 傷病特別支給金 障害一時金・障害特別支給金・障害特別一時金 障害年金差額一時金 遺族一時金・遺族特別支給金・遺族特別一時金 葬祭給付、未支給の保険給付・未支給の特別支給金 遺族年金前払一時金、障害年金前払一時金		
支給決定金額	保険給付額	(傷病・障害等級第 級) ※	
	特別支給金額	円	
	特別一時金額	円	
一部負担金控除金額(一)			円
支払金額	円		
記 事			

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を上記のとおり支給決定したので通知します。
なお保険給付・特別支給金の支払は、年 月 日 午前 時 分頃いたしますから、請求書に押印した印鑑とこの通知書を持参して当署までおいで下さい。
この保険給付・特別支給金については、別添国庫金通知書を送付しましたので御承知下さい。
年 月 日

労働基準監督署長 印

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 保険給付額(率)の決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求した日から起算して3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の実行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 6823) 17.3

労働者災害補償保険

傷病補償
傷病年金
傷病特別
傷病特別支給金

不支給 決定通知

下記理由により不支給と決定しましたので通知
します。

記

(注) 休業補償給付又は休業給付の支給要件に該当する場合には、引き続き休業補償給付又は
休業給付が支給されることとなります。

平成 年 月 日

労働基準監督署長 印

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 上記の保険給付についての決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求した日から起算して8か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査官に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査官の裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から8か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、③いづれかに該当するときは、審査官の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他の審査官の決定及び審査官の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、③いづれかに該当するときは、審査官の決定及び審査官の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 62916) 17.3

労働者災害補償保険

傷病補償
傷病年金 不変更 決定通知
傷病特別
傷病特別支給金

下記理由により不変更と決定しましたので通知
します。

記

平成 年 月 日

労働基準監督署長 印

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 上記の保険給付についての決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求した日から起算して3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 6294) 17.3

400

は が き

労働者災害補償保険
療養補償給付等



請求人氏名	
業 通 の 別	
決定年月日	年 月 日
番 号	

様

あなたが請求された療養(補償)の給付を

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

所在地

労働基準監督署長



官署名

不 支 給 ・ 変 更 理 由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号7213) 17. 3

(401)			
労働者災害補償保険			
(1) 療養・休業補償給付等			
支給決定・不支給決定 通知			
請求人 氏名			給付 の種類
支給決定金額	保険給付額		
	特別支給金額		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
算 定 基 礎	給付基礎日額	スライド率(%)	支給日数
減額 決定 及び 不 支給 理由	一部負担金相当額		
	厚年等調整減額	年金	
(2) 振込・支払 通知			
支 払 (振 込) 金 額		所在地	
振込先 金融機関 店 舗 名		備 考	
預貯金種別		考	官署名
番 号			

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を表記(1)のとおり決定したので通知します。 労働基準監督署長	
減額及び不支給決定の理由	
振込通知 ○表記(2)の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みの手続きをしましたので通知します。	
支払通知 ○表記(2)の支払金額を 年 月 日 午前 時 分 午後 支払いますので、請求書に押印した印鑑とこの通知書を持参して当署までおいで下さい。 ○表記(2)の支払金額を最寄りの金融機関に送金の手続きをしました。 資金前渡官吏	
○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。 ○ (1) 表記(1)の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。 (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。 (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。 表記(1)についての説明事項 1. 給付等の種類 1…休業補償給付・休業特別支給金 5…療養補償給付たる療養の費用給付 2…未支給の休業補償給付・休業特別支給金 6…未支給の療養補償給付たる療養の費用給付 3…休業給付・休業特別支給金 7…療養給付たる療養の費用給付 4…未支給の休業給付・休業特別支給金 8…未支給の療養給付たる療養の費用給付 2. 増減額及び不支給決定理由欄の印書 「待期間を控除してあります」 待期間とは、休業の最初の日から3日間のこと、この間の休業（捕償）給付及び休業特別支給金は支給されません。 表記(2)についての説明事項 備考欄に「委任」の表示があるものは受任者扱いとして、事業主等又は柔道整復師等に支払ったことを表します。	

保険給付 支給 決定の変更決定通知書
不支給

労働者の氏名 	労働保険番号 	生年月日 	傷病年月日
年金証書番号 			

変更決定の内訳	当初支給決定・取消額 (1)										
	今回決定額 (2)										
	追給額 (2)-(1)										
	回収額 (1)-(2)										

さきに貴殿に対してなした療養補償給付たる療養の費用の支給決定については、下記の理由により上記内訳のとおり、取消し、新たに変更決定したので通知します。

療養給付たる療養の費用の不支給

○ 追給額は、同封の支払通知書によりお支払い致します。

○ 過払額は、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

○ (1) 保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 印

様

変更決定の理由	

保険給付等 支給 決定の変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした 療養補償給付たる療養の費用 の 支給 決定については、下記の理由に
療養給付たる療養の費用 の 不支給 決定については、下記の理由に
より裏面内訳のとおり、取消し、新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、同封の支払通知書によりお支払い致します。
- 過払額は、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。
- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 印

様

変更決定の理由	

保険給付等 支給 給 決定の変更決定通知書 不支給 給

さきに貴殿に対してなした 休業補償給付・特別支給金 の 支給 決定については、下記の理由によ
休業給付・特別支給金 不支給
り裏面内訳のとおり、取消し、新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、同封の支払通知書によりお支払い致します。
- 過払額は、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。
- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 [印]

様

変更決定の理由	

は が き

452 労働者災害補償保険
年金・一時金給付等

請求書・申請書名	
請求人・申請人氏名	
決定年月日	年 月 日
受付番号	

あなたが請求申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

労働基準監督署長 電話番号



不支給・不変更理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 7331) 17. 3

年 月 日

電話番号

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長



年金証書番号		年金の種類	
変更届等の種類			
年金年額		決定年月日	年 月 日
特別年金年額		変更年月日	年 月 日
傷病差額特別年金		三者損賠受領額	
算定基礎	平均賃金	特別給与の総額	既存障害 傷病・療養等級号
	給付日額	給付日数	厚年等調整率(額)
	算定日額	給付日数	支給制限率
理 由			

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 上記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることができるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年金給付変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の年金給付の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額について「調整額処理方法」欄のとおりと致します。
- (1) 保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	

一時金給付変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の一時金給付の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「支払額」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「回収額」欄の金額については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入して下さい。
- (1) 保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求した日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由

(7) (スライド率の改定等による) 変更決定通知書
(表面)

＜労働者災害補償保険＞				郵便はがき								
変更決定通知書 年 月 日 年金証書番号				労働基準監督署長 ㊤ 問い合わせ先 電話番号								
あなたの労災保険年金及び特別年金は 月分から次の年金給付(算定)基礎日額 によって計算しますので、下記のとおり額 が変更されます。												
㊶年金 (スライド %) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 15%;">給付日額</th> <th style="width: 15%;">給付日数(日)</th> <th style="width: 15%;">厚調</th> <th style="width: 55%;">年金金額(円)</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					給付日額	給付日数(日)	厚調	年金金額(円)				
給付日額	給付日数(日)	厚調	年金金額(円)									
㊷特別年金 (スライド %) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 20%;">算定日額</th> <th style="width: 20%;">給付日数(日)</th> <th style="width: 60%;">特年金年額(円)</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				算定日額	給付日数(日)	特年金年額(円)						
算定日額	給付日数(日)	特年金年額(円)										
㊸傷病差額特別年金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 100%;">傷差特年金額(円)</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>				傷差特年金額(円)								
傷差特年金額(円)												
この通知書は再発行しませんので、大切に保管して ください。 (裏面の記載事項をよくお読みください。)												

(裏面)

1 年金年額は、年金給付基礎日額を基に、次のとおり計算されます。

(1) 厚年等調整率(厚調)欄が空欄の方……………年金給付基礎日額×給付日数

(2) 厚年等調整率(厚調)欄に率が印書されている方……………年金給付基礎日額×給付日数×厚年等調整率

(3) 厚年等調整率(厚調)欄に*が付されている方……………年金給付基礎日額×給付日数－厚年等年額

(4) 厚年等調整率(厚調)欄に**が付されている方……………年金給付基礎日額×給付日数－厚年等調整率(2種併給)

2 特別年金年額は、算定基礎日額に給付日数を掛け合わせた金額です。

3 年金給付基礎日額は、原則として平均賃金に相当する額にスライド率を乗じて得た額をいいますが、その額が被災労働者の年齢階層に應ずる最低限度額(最高限度額)を下回る(上回る)ときは、その額に変えて最低限度額(最高限度額)が年金給付基礎日額となります。

4 年金のスライド率は、全産業の労働者1人当たりの平均給与額が、災害発生年度にくらべ、変動があった年の翌年度の8月から改定するものです。ただし、スライド率欄に***が付されている方はスライド率が適用されません。

また、最低限度額及び最高限度額については、年齢階層ごとに「賃金構造基本統計調査」の結果に基づいて算定し、8月から改定することになります。

5 算定事由発生日(災害を被った日、又は医師の診断によって病氣にかかったことがわかった日)が平成12年3月31日以前である方、算定事由発生日が平成18年3月31日以前であって最低・最高限度額の適用がある方については、年金年額の端数処理方法が改められ、1円単位で計算されることとなります。

(1) 表記の年金額に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内提起することができます。(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

また、①処分、処分の執行又は手続きの進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

㊹ 不明な点がありましたら表記の労働基準監督署に年金証書番号を申し出ておたずねください。

254

労働者災害補償保険

(1) 介護

年金証書番号								
労働者の氏名								
①			十	万	千	百	十	円
決定の内訳	請求対象年月	② 今回決定額		③ 当初支給決定・取消額				
	年 月							
	年 月							
理由等								

(請求人住所及び氏名)

(2) 振込・支払 通知

支払(振込)金額			
振込先金融機関名		備	
預貯金種別		考	
番号			

年 月 日

は
が
き

支給・不支給決定通知

○あなたが請求された保険給付を表記(1)のとおり決定したので通知します。

変更決定通知

○さきにあなたに対してなした当該給付の支給・不支給決定については、右記の理由により表記(1)のとおり、取消し、新たに決定したので通知します。

○過払額は、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、若しくは当署へ持参の上納入してください。

労働基準監督署長



振込通知

○表記(2)の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込の手続きをしましたので通知します。

支払通知

○表記(2)の支払金額を

年 月 日 午前 時 分 午後 時 分

支払いますので請求書に押印した印鑑とこの通知書を持って当署までおいでください。

○表記(2)の支払金額を最寄りの金融機関に送金の手続きをしました。

資金前渡官吏

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 表記(1)の保険給付に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して審査請求をすることが出来ます。
- (2) 審査請求に対する審査会の決定に不服がある場合には、決定書が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることが出来ます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過するまで決定を不服とする旨を審査会に対して再審査請求をすることが出来ます。
- (3) 取消訴訟は、当該処分についての再審査請求を求めた後、当該処分が違法であるとして、再審査請求を求めた日から起算して6か月を経過した日から起算して1年以内(再審査請求を求めた日から起算して1年以内)に提起することが出来ます。再審査請求を求めた日から起算して1年以内(再審査請求を求めた日から起算して1年以内)に提起することが出来ます。再審査請求を求めた日から起算して1年以内(再審査請求を求めた日から起算して1年以内)に提起することが出来ます。

不支給決定/変更決定の理由

表記(1)の説明事項

- 変更決定のときの計算方法
①追給額=②今回決定額の合計-③当初支給決定・取消額の合計
①回収額=③当初支給決定・取消額の合計-②今回決定額の合計
- 理由欄の印書
「○年○月は介護を受け始めた月のため支給はされません」
介護を受け始めた月については、親族等から費用を支出しないで介護を受けていた場合、一律定額の支給はされません。

(物品番号 7547) 17. 3

労働者災害補償保険
不支給
不変更 決定通知

請求人 受給権者 受給権者で あった者	氏 名	年金証書の番号
保険給付 の 種 類	療養の給付、療養の費用 障害補償年金・障害補償一時金・障害補償年金差額一時金 障害年金・障害一時金・障害年金差額一時金 遺族補償年金・遺族補償一時金・葬祭料 遺族年金・遺族一時金・葬祭給付 介護補償給付・介護給付 未支給の保険給付 遺族補償年金前払一時金・遺族年金前払一時金 障害補償年金前払一時金・障害年金前払一時金	
特別支給金 の 種 類	障 害・遺 族	
不支給 不変更 の理由		

年 月 日

労働基準監督署長 印

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求した日から起算して3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する議決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（議決があった日から1年を経過した場合は除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても議決がないとき、②再審査請求についての議決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その議決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の議決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その審査官の決定及び審査会の議決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の議決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 6293) 17.3

労働者災害補償保険

保険給付・特別支給金に係る支給決定の変更決定通知書

労働保険番号		府	県	所掌	管	轄	基 幹 番 号			枝 番 号		
		保険給付・特別 支給金の種類				支給年月日			保険給付・特別 支給金の価額			
保険給付	変更前								円			
	変更後								円			
特別支給金	変更前								円			
	変更後								円			
変更する理由												

貴殿に対してすでに行った保険給付・特別支給金に係る支給決定を上記のとおり変更することとしたので通知します。

なお、保険給付についての変更決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に_____労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 印

殿

620

労働者災害補償保険
二次健康診断等給付



請求人の氏名			
決定年月日	年	月	日
番号			

あなたが請求された二次健康診断等給付を
上記の通り決定したので通知します。

様

年 月 日

労働局長 [印]

電話

は
が
き

不支給・変更理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当局まで照会してください。
- (1) この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 72627) 17.3

特様式第1号

労働者災害補償保険

特 別 加 入 承 認 通 知 書
 加 入 脱 退
 特別加入者の給付基礎日額決定

労働保険番号	府 県	所 轄	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	承認番号

平成 年 月 日 付けで申請のあった
 中 小 事 業 主 等 加 入
 一 人 親 方 等 の 特 別 加 入
 海 外 派 遣 者 加入脱退 については、

平成 年 月 日より別紙のとおり承認します。
 ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない 者の氏名	特別加入を認めない理由

特別加入者に係る業務の内容及び給付基礎日額については、
 平成 年 月 日より別添内訳書のとおり決定します。

平成 年 月 日

労働局長 ㊟

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

特様式第3号

労働者災害補償保険

特別 加 入 不承認通知書
加 入 脱 退平成 年 月 日付けで申請のあった 中 小 事 業 主 等 の
一 人 親 方 等
海 外 派 遣 者特別 加 入 については、下記の理由により承認しません。
加 入 脱 退

承認しない	
理 由	

平成 年 月 日

労働局長 印

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

特様式第4号

労働者災害補償保険

中小事業主等
一人親方等
海外派遣者

の特別加入承認取消通知書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基 幹 番 号	枝番号	承認 番号
事業場の名称 又は団体の名称						
事業場の所在地 又は団体の所在地						
保険加入者の氏名 又は団体の代表者氏名						
年 月 日 付けで承認した上記にかかる 中小事業主等 一人親方等 海外派遣者 の特別加入について、労災保険法 第34条第3項 第35条第4項 第36条第2項 の規定により 平成 年 月 日 付けをもって取消したので通知します。						
承認取消理由						
平成 年 月 日 労働局長 印 殿						

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

特様式第7号

労働者災害補償保険

特別加入不承認通知書

平成 年 月 日付で届出のあった「特別加入予定者」のうち、

下記の者についての特別加入は認めません。

特別加入を認めない者の 氏 名	特 別 加 入 を 認 め な い 理 由

平成 年 月 日

労働局長 印

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

受 診 命 令 書

労災保険給付の決定に関し必要がありますので、下記により医師の診断をうけるよう労災保険法第47条の2の規定に基づき通知します。

記

1 診断を受ける診療機関の

名 称

所在地

医師名

2 診療項目（○印の付してあるもの）

(1) あなたが診療を受けている業務上の事由又は通勤による傷病の現状

(2) 身体障害の状態

(3)

3 受 診 日 年 月 日より

年 月 日までの間

4 診 断 費 用 診断に要した費用は、当監督署から診断書料を含め診療先に支払います。

5 そ の 他

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、受診に際しては、本書を受診先の窓口に呈示して下さい。

年金通知様式第10号

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署長

労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び特別
支給金の支払の一時差止めについて（通知）

労働者災害補償保険の年金たる保険給付の受給権者にあつては、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第12条の7、労働者災害補償保険法施行規則第21条及び昭和63年労働省告示第109号又は昭和63年労働省告示第110号に基づき、毎月1回、 月末日までの間に「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」（以下「報告書」という。）を提出していただくことになっています。

ところで、貴殿からの報告書が期限までに提出されないため、その提出方について、 年 月 日付けで督促したところですが、未だに報告書の提出がありません。このため、報告書が提出されるまでの間、労災保険法第47条の3の規定に基づき、 年 月支払分以後の（補償）年金の支払を一時差し止めることとしたので通知します。

なお、年金たる特別支給金（ 特別年金）についても（補償）年金と同様、労働者災害補償保険特別支給金支給規則第20条の規定に基づき、その支払を一時差し止めることとなるので併せて通知します。

（補償）年金の支払の一時差止め処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求をすることができます。（処分があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

年 月 日

電話番号

年金証書番号		決定年月日		年 月 日	
調整額	追給額	回収額	回収額の処理方法		
在学者1	決定内容	支給決定月額			
	在学者等氏名	生年月日	年 月 日	枝番号	
	支給区分	申請時の学年	年	支給開始年月	年 月
				支給終了(予定)年月	年 月
	備考				
在学者2	決定内容	支給決定月額			
	在学者等氏名	生年月日	年 月 日	枝番号	
	支給区分	申請時の学年	年	支給開始年月	年 月
				支給終了(予定)年月	年 月
	備考				
在学者3	決定内容	支給決定月額			
	在学者等氏名	生年月日	年 月 日	枝番号	
	支給区分	申請時の学年	年	支給開始年月	年 月
				支給終了(予定)年月	年 月
	備考				

あなたが申請された労災就学等援護費を上記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長 印

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に _____ 労働局長に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

労働者災害補償保険

法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書

____年 ____月 ____日

____労働局長 印

____殿

労働者災害補償保険法第12条の3第____項の規定に基づき、貴殿に対し____と連帯して、下記のとおり、保険給付に要した費用に係る徴収金の納付を命じます。なお、保険給付を受けた____（事業主____）に対しては、既に納入告知書を発付してあります。

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（本件処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。

1. 徴収金の価額

円

〔徴収金算定の基礎については、保険給付に係る処分の変更決定通知書（写）を参照のこと〕

2. 徴収の理由

労働者災害補償保険

法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

貴殿は、労働者災害補償保険法第31条第1項第 号の規定に該当すると認められるので、下記のとおり、保険給付に要した費用を徴収することに決定したので通知します。なお、徴収金の納付については、別途送付する納入告知書により納付して下さい。

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長（以下「労働局長」といいます。）に対して異議申立てをすることができます。（本件処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

異議申立てに対する労働局長の決定に不服がある場合には、この異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、当該異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができませんが、①労働局長が、本件処分について異議申立てをすることができる旨を教示しなかったとき、②本件処分について異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、③その他その異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。

記

1 徴収金の価額 円

2 徴収の理由及び徴収金の算定基礎

事故発生 年 月 日	被災労働 者の氏名	保険給付を受 けた者の氏名	保険給付 の 種 類	支 給 年 月 日	保険給付 の 額	徴収金の 価 額	徴収の理由

別紙様式

滞納様式第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号
第15号・第21号・第22号・第25号・第30号・第31号・第33号
第38号・第39号・第40号・第43号・第46号・第51号・第62号

について共通

収入様式第11号の3・第13号・第71号・第72号

[この処分に不服がある場合について]

- 1 あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

別紙様式

適用事務様式14の2・15の2・15の3・17の2・20の2・21の2

労働保険事務組合報奨金交付申請に係る様式第5号・様式第6号

について共通

〔この決定に不服がある場合について〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

別紙様式

算調様式 4 の 1 ・ 4 の 2 について共通

〔この決定に不服がある場合について〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に労働保険特別会計歳入徴収官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定のあった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- 2 異議申立てに対する労働保険特別会計歳入徴収官の決定に不服がある場合には、異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 なお、審査請求は、この異議申立てに対する決定を経た後でなければすることができませんが、①労働保険特別会計歳入徴収官が、当該処分につき異議申立てをすることができる旨を教示しなかったとき、②当該決定につき異議申立てをした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても、決定がないとき、③その他異議申立てに対する決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ないで厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 4 また、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- 5 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立て又は審査請求があった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。